

大阪市の公園におけるパーゴラの設置基準

1. 目的

公園の日陰たな（以下「パーゴラ」という。）は、ベンチ、屋外卓等の休養施設とともに設置されることのある修景施設である。

パーゴラには、つる性植物を誘引して日陰機能を有するものと、つる性植物を伴わないものがあるが、柱等の腐食やひび割れなどの部材の劣化にともない修景機能を発揮できないことなどの課題がある。

そこで、このような課題とともに現在の社会状況や市民ニーズ、財政状況を踏まえ、公園管理者として、施設の必要性や適性規模を十分に勘案し、魅力ある公園を効率的・効果的に整備していくため、パーゴラの設置基準を定めるものである。

2. 適用の範囲

本基準は市が所管する公園に、公園管理者がパーゴラを設置する場合に適用する。

3. 用語の定義

パーゴラとは、都市公園法施行令第5条第1項に掲げる日陰たなのことをいう。

4. 設置の考え方

パーゴラは、幼児用遊具が設置され、付近で見守りが見込まれるなど、樹木以外で日陰を創出する必要があるエリアを含む公園において、設置することができるものとする。

5. 設置基準

街区公園および近隣公園において、パーゴラを設置する場合は原則1基のみとする。

6. 標準的な仕様

設置するパーゴラの標準的な仕様は、複柱で、上部部分の部材が傾斜のあるルーバーにより日陰を構成することができる仕様のものとする。

ただし、地域の実情や現場状況等に応じて植物を誘引する場合は、植物の加重を考慮するとともに、複柱で上部部分の部材はルーバーでないものも可とする。

附 則

本基準は、令和4年2月10日から適用する。